

栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第148号

改正 平成20年3月7日条例第18号

平成20年7月4日条例第34号

平成21年6月30日条例第34号

平成24年6月26日条例第29号

平成25年6月25日条例第23号

平成26年9月25日条例第89号

(目的)

第1条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平21条例34・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を監護しているものをいう。
- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を監護しているものをいう。
- (3) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 父母のない児童 父及び母と死別した児童又はこれに準ずる者として規則で定める児童をいう。

(平26条例89・全改)

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父
- (2) 市内に住所を有する児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父
- (3) 市内に住所を有する児童であって、母子家庭の母又は父子家庭の父の監護を受けている児童
- (4) 市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童
- (5) 市内に住所を有する父母のない児童
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せ

られたものに限る。)を受けた母又は父及び児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としてしない。

- (1) 他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象となる者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (3) 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は前項第6号に規定する母若しくは父(以下「母子家庭の母等」という。)の前年(1月から9月までに医療の給付を受けた場合にあつては、前々年をいう。以下同じ。)の所得(規則で定める所得の範囲及び所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。)が、扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。)及び扶養親族等でない児童で当該母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上である者
- (4) 前号に掲げる者に現に監護されている児童
- (5) 父母のない児童を養育する者(以下「養育者」という。)で当該父母のない児童と生計を同じくするもの又は母子家庭の母、父子家庭の父若しくは養育者の配偶者又は母子家庭の母等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該母子家庭の母等と生計を同じくするもの又は養育者の扶養義務者で当該養育者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときの前項各号に掲げる者
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受ける者
- (7) 栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年栗原市条例第164号)の助成対象となる者
(平20条例34・平21条例34・平24条例29・平25条例23・平26条例89・一部改正)

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)のうち国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金(法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額並びに保険者等の負担による高額療養費、高額介護合算療養費及び付加給付の額がある場合は、その額(第13条において「医療給付額」という。)を控除するものとする。以下「一部負担金」という。)に相当する額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額を当該助成対象者に助成するものとする。

- (1) 入院 1件につき2,000円
- (2) 通院 1件につき1,000円
- 2 前項の規定は、助成対象者が医療費を支払った日から2年以内のものに限るものとする。
- 3 第1項の規定は、助成対象者が次条の規定により、受給資格の登録の申請をした日（やむを得ない理由により当該申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後30日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により申請をすることができなくなった日）以後に受けた医療に係るものに限るものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたときは、助成を行うことができるものとする。

（平20条例18・平21条例34・一部改正）

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定める受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。
- 3 受給資格の登録を受けた助成対象者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を当該助成対象者に通知するものとする。

（平26条例89・一部改正）

（所得額等の確認）

第6条 市長は、助成対象者から登録申請書又は更新申請書の提出を受けたときは、第3条第2項第3号及び第4号に定める所得の額及び一部負担金の額の審査又は決定をするために必要な限度において、市が保有する公簿等により確認することができるものとする。

（平21条例34・全改、平26条例89・一部改正）

（受給者証の交付等）

- 第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された助成対象者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。
- 2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 3 受給者は、登録の有効期間終了又は転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返納届を提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(平21条例34・一部改正)

(助成の申請)

第9条 受給者は、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の理由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(平21条例34・一部改正)

(助成金の決定等)

第10条 市長は、前条の規定により受給者から申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成すべき額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(平21条例34・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(助成金の返還)

第13条 市長は、受給者が助成金を受給した後において当該助成金に係る医療給付額が増額されたときは、当該増額された額に相当する額を返還させるものとする。

2 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返納させることができるものとする。

(平21条例34・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

(受給資格の登録等の特例)

- 2 新条例の規定により母子・父子家庭医療費の助成の対象となる者に係る第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の築館町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年築館町条例第35号)、若柳町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年若柳町条例第17号)、栗駒町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年栗駒町条例第23号)、高清水町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年高清水町条例第17号)、一迫町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年一迫町条例第22号)、瀬峰町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年瀬峰町条例第19号)、鶯沢町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年鶯沢町条例第17号)、金成町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年金成町条例第23号)、母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和59年志波姫町条例第7号)又は花山村母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年花山村条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月7日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月4日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び栗原市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の栗原市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月26日条例第29号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第89号）
この条例は、平成26年10月1日から施行する。